

大学機関別認証評価

自己評価書

令和3年6月

山梨大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
	領域2 内部質保証に関する基準	9
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	23
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	29
	領域5 学生の受入に関する基準	34
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	39
	基準の判断 総括表	39
	教育学部	40
	医学部	43
	工学部	46
	生命環境学部	49
	教育学研究科（教職大学院の課程）	52
	医工農学総合教育部	55
	教育人間科学部（平成28年度募集停止）	58
	教育学研究科修士課程（令和元年度募集停止）	61
	医学工学総合教育部（平成28年度学生募集停止）	64

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 国立大学法人山梨大学
 (2) 所在地 山梨県甲府市
 (3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教育学部、医学部、工学部、生命環境学部
大学院課程	教育学研究科、医工農学総合教育部修士課程、医工農学総合教育部博士課程、特別支援教育特別専攻科

- (4) 学生数及び教員数（令和3年5月1日現在）

学生数	学部3,752人、大学院（専攻科含む）885人
教員数	専任教員数：770人、助手数：0人

2 大学等の目的

○山梨大学憲章

山梨大学は、個人の尊厳を重んじ、真理の追究と学問の自由を大切に、多様な文化や価値観を積極的に受け入れます。また、社会の要求に応えつつ、広い知識と深い専門性を追求し、地域の中核となり、世界の平和と人類の福祉に貢献できる人材を養成する場となることを表明します。この憲章に基づいて、山梨大学の役員・職員・学生は、志を同じくするすべての人々と協力し、以下の目標の達成を目指します。

【未来世代にも配慮した教育研究】山梨大学は、現代世代だけでなく、未来世代の福祉と環境にも配慮した視点に基づいて、教育研究を行います。

【諸学の融合の推進】山梨大学は、専門領域を超えて協力し合い、諸学の柔軟な融合による新しい学問分野を創設し、さまざまな課題の解決に努めます。

【世界的研究拠点の形成】山梨大学は、国際的視野を持って、問題の発見と解決に取り組み、世界の人材が集う研究拠点を構築し、学術及び科学技術の発展に貢献します。

【国際社会で活躍する人材の養成】山梨大学は、市民としての倫理性と自律性を身に付け、専門性をもって、国際社会で活躍できる人材の養成に努めます。

【地域から世界へ】山梨大学は、地域社会が抱える課題を取り上げ、その解決に地域と協同してあたり、得られた成果を世界に向けて発信します。

【現実社会への還元】山梨大学は、教育研究の成果が社会に応用され、役立つよう、社会に積極的に還元することに努めます。

【絶えざる改革】山梨大学は、自ら点検・評価を行うとともに、社会からの声を広く求め、絶えざる改革を推進します。

○大学の目的及び使命（山梨大学学則第1条）

山梨大学は、学術文化を担う開かれた教育研究機関として、それぞれの専門領域での教育研究を推進するとともに、広く諸学の融合による学際領域を創造することを目的とし、豊かな教養と専門知識・技術を備え、倫理性、独創性に富み、自主独立の精神を尊ぶ人材を育成することを使命とする。教育と研究はそのいずれかに偏ることなく、大学全体として相互の調和を図る。

本学は地域社会との連携によって地域の知の中核となり、その知の集積を地域をこえて世界に発信し、国際社会に貢献する。

《学部ごとの人材養成上の目的》

【教育学部】

・人間と文化・社会に関する幅広い視野と教養をもち、人間の生涯発達と学習についての専門的な知識を備え、豊かな人間生活の構築に寄与する人材の養成を目的とする。

【医学部】

・深い人間愛と広い視野を持ち、医の倫理を身に付け、科学的根拠に基づいた医学的知識、技術を備え、地域医療や国際医療に貢献できる医療人や国際的に活躍できる優れた研究者の養成を目的とする。

【工学部】

・広い教養と深い専門知識を身につけ、豊かな想像力と優れた判断力を備えた、将来を担う工学系技術者の養成を目的とする。

【生命環境学部】

・自然と社会の共生科学に基づき、広い視野と深い専門知識を身につけ、持続可能な地域社会の繁栄を担う人材の養成を目的とする。

○大学院の目的及び使命（山梨大学大学院学則第1条）

1 山梨大学大学院は、学術の理論及びその応用を教授研究することを目的とし、学術研究を創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人を育成することを使命とする。

2 医工農学総合教育部博士課程は、研究者として自立して研究活動を行うに必要な深い学識と高度な研究能力及び豊かな人間性を備えた優れた研究者の養成を目的とする。

3 医工農学総合教育部修士課程は、広い視野に立って、精深な学識を授け、専攻分野における理論と応用の研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養うことを目的とする。

4 教育学研究科教職大学院の課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

《研究科ごとの人材養成上の目的》

【教育学研究科】

・地域や学校の教育課題に対応し、学校において指導的・中核的な役割を果たす教員の育成を目的とする。

【医工農学総合教育部（修士課程）】

・現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成を目的とする。

【医工農学総合教育部（博士課程）】

・現代社会が直面する課題の解決に応用でき、また、これら応用研究の基礎となる学術研究を、国際的視野を持って創造的に推進する優れた研究者並びに高度で専門的な知識と能力を有する職業人の養成を目的とする。

【特別支援教育特別専攻科】

・特別支援学校の教員の養成、及び小学校や中学校などで実施される特別支援教育を担う教員の養成を行うことを目的とする。

3 特徴

山梨大学（以下「本学」という）は、「地域の中核、世界の人材」を旗標に掲げ、地域の基幹的の大学として「知の拠点」の役割を果たし、その成果に基づく高度な教育を通じて、地域社会の中核として地域の要請に応えることができる人材、世界を舞台に活躍できる人材の養成を図り、社会に貢献することを目指している。

本学の大きな特徴としては、平成14年10月に戦後の新制大学発足後、初となる国立大学間の統合（旧山梨大学と山梨医科大学）を全国のトップを切って実現し、その後も、平成24年には学部改革（生命環境学部の新設）に全国に先駆け取り組むなど、常に改革を先導していることであり、近年の取り組みの主なものとして以下の3点が挙げられる。

（1）教育研究組織の整備

本学は、「諸学融合」の理念のもと、平成15年に大学院を一つの研究科（大学院医学工学総合教育部）に統合して重点化を行い、高度な課題に対応できる人材の養成に努めてきた。特に、医学系と工学系の教員が協働して医工の融合教育を行う「融合領域」を博士課程に設けるなど、時代のニーズを踏まえた教育体制を整備してきた。

平成24年度に生命環境学部の新設に併せ、教育人間科学部及び工学部の改組を行ったほか、平成28年度に大学院医工農学総合教育部修士課程、平成30年度には同博士課程に新たに農学分野（生命農学コース）を含む「統合応用生命科学専攻」を設置し、医工農の分野横断的な教育の展開を開始した。この改組により、生命環境学部、生命環境学専攻（修士課程）に接続する専攻ができ、ワインや発酵工学など本学の強みを活かした教育を展開し、地域に貢献しグローバルに活躍できる人材を養成できる土壌を確保した。

令和元年度には、他大学に先行して教育学研究科において修士課程を廃止し、教職大学院の拡充改組（一本化）を行い、時代のニーズにマッチした組織に改編した。

その他、教育に関する意思決定・運営・改善等を機動的に行える全学的な教学マネジメント体制の整備を目指し、教育国際化推進機構の全面的見直しを行い、教学に係る組織的マネジメントを一元的に行う体制を構築したほか、大学院教育マネジメント室や教務支援室を新設するなど教育支援体制を強化している。

（2）強みや特色を活かした教育研究の展開

大学院教育においては、本学の強みや特色を活かした4つの特別教育プログラム（①発酵工学に関わる高度専門職業人の育成をめざす「発酵工学技術開発・実践」、②流域の水・環境課題解決に国際的に活躍するリーダーを養成する「流域環境科学」、③脳機能解明と発達脳科学の進展に向け医学と工学を融合させた教育をめざす「先端脳科学」、④ヒトとロボット等複数分野に跨る領域に係る研究教育を行う「協応行動科学」）において、全学（4学域）で共同し、諸学融合による新たな知の創造と世界に通用する人材養成を行っている。さらに、本学が位置する山梨県の豊かな自然環境、地場産業の特色を活かした教育研究を展開しており、例えば、本学の「クリーンエネルギー研究センター」や「燃料電池ナノ材料研究センター」は、世界的な研究拠点を形成しているほか、「ワイン科学研究センター」は、地元の特産品でもある果実酒を専門とする国立大学で唯一の研究機関である。これらに加え、強力な医工農の学内組織連携を基盤にして、発酵工学、先端脳科学、医療機器開発などの分野でも、世界トップレベルの活動を展開している。

（3）大学間連携による教育の展開

本学では、地方国立大学を取り巻く状況や、大学再編をはじめとする中央教育審議会における議論等を踏まえ、将来構想や方向性等について自主的に議論する「将来構想検討WG」を設置し検討を進めるとともに、全学的に協議を重ねるなどした。それらの検討結果等を踏まえ、公立大学法人山梨県立大学との連携を強化し、地域を支える人材の養成等を進めていくとの方針を定め、山梨県を含む3者間で連携協力協定を締結（令和元年5月）した。そのうえで、国において制度化が進められている「大学等連携推進法人」の全国初の認定を目指し、まずは両大学を設立社員とする「一般社団法人大学アライアンスやまなし」を設立（令和元年12月）し各種連携事業に取り組んでいる。その中で、教育事業の実施においては、教学管理体制の整備が重要となることから、同法人の理事会の傘下に「教育の質保証委員会」を設けこれを担保している。

同連携は、学生ファーストをコンセプトに、教学面では多様な教育の提供や各種サービスの向上を図ることとしており、既に合同集中講義の開講、修士課程での単位互換、FD研修の共同実施、就職活動支援ガイダンスやセミナーへの相互参加、大学施設の相互利用を実施している。さらに、「大学等連携推進法人」に認定（令和3年3月）されたことに伴い、令和3年4月からは教養科目において連携開設科目（53科目）を開始し、学生の科目選択肢を拡大させており、今後は専門教育における連携開設科目の開設や共同教育課程の設置についても検討を進めていくこととしている。

II 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

: 「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	1-1-1-01 基本計画書（生命環境学専攻（修士課程））		
	1-1-1-02 設置計画の概要（工学専攻（修士課程））		
	1-1-1-03 基本計画書（統合応用生命科学専攻（博士課程））		
	1-1-1-04 設置計画の概要（工学専攻（博士課程））		
	1-1-1-05 設置計画の概要（医学専攻（博士課程））		
	・共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		

【特記事項】

① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

[分析項目1-1-1]

[生命環境学専攻（修士課程）]

「食と健康」及び「生命と環境」は、人類にとって最も普遍的で重要な課題であり、世界的な関心事項である。他方、国の重要施策として地方創生が掲げられる中、本学の立地する山梨県においては、主幹産業である農業を取り巻く環境が厳しくなっており、第6次産業化をはじめとする様々な課題に対応できる農学系高度専門職業人の養成が求められている。これらの課題は、生命科学や環境科学などの自然科学の知識や技術だけで解決できるものではなく、その解決には、流通・経営や政策にかかわる社会科学の要素も必要である。以上のことから、地方創生の原動力となり、我が国の国際競争力の維持・向上に資する人材の養成を目的として、「生命・食・環境・経営」に関する教育研究を行う農学系の大学院修士課程「生命環境学専攻」を設置した。

[工学専攻（修士課程）]

社会のグローバル化が進み、産業の国際競争力の強化が求められている今日では、技術イノベーションの持続的創出を担い、国際的に活躍できる高度専門職業人の養成が大学・大学院教育に要請されている。その一方で、地域に活力を取り戻す地方創生に貢献できる人材の養成も地方国立大学に求められている。このような社会の要請を踏まえ、俯瞰的なもの見方と専門応用能力の涵養を両立させ、所属する専攻分野の学修に加えて他専攻分野において開講されている科目も広く容易に履修し、現代社会を支える工学的知識を幅広く修得できるような教育の仕組みを構築する必要がある。また、急速に変化する社会の要請・ニーズに応えられる多様な人材を養成できる体制に改革することも必要である。このため、従来の工学系の各分野（8専攻）の融合を図る1専攻7コース制の工学専攻を設置した。

[統合応用生命科学専攻（博士課程）]

近年、基礎から実用化までの一体的な研究開発や異分野融合研究の重要性が指摘されている。「異分野融合研究の推進について」（平成25年、農林水産省策定）では、農学、医学、薬学との連携による機能性食品研究や、理学、工学との連携による抵抗性作物の開発などといった有望な異分野融合研究の領域が提示されており、国際競争力の強化が期待されている。また、人類にとって普遍的な課題である「食と健康」に関わる産業を成長させることは、我が国の発展を維持していく上で重要である。これらの課題は複雑な要素を含むため、その解決には、医工農分野を俯瞰する視野を持ち、各分野の知識と技術を「統合・応用」して技術革新をもたらすことのできる、高度な人材の養成が必要である。これらを踏まえ、医工農分野横断型の教育研究組織として、大学院博士課程に統合応用生命科学専攻を設置した。

<p>【工学専攻（博士課程）】 中央教育審議会大学分科会「未来を牽引する大学院教育改革」（平成27年）では、博士課程を高度な専門性に加えて科学的論理性を追求する思考力や文理を超えた幅広い視野を有する人材を養成するものへ変革していくことを求めている。工学分野では、製造工程や工業製品、社会インフラにおいて、機械などの構造物、それらの制御デバイス及びソフトウェアが密接に関連した統合的なシステム化が進んでいる。また、自然災害が多発する現代では、これまでの社会インフラを維持しながら高度に作り替えていくため、社会科学と土木工学、環境工学の統合的進化も課題となっている。このため、工学分野の学問と社会ニーズの変容を踏まえ、専門領域の教育、研究指導に加え、総合教育部全体及び工学全体に共通する科目を設けることなどにより、幅広い視野を持った博士人材を養成するため、既存の3専攻を1専攻（工学専攻）に改組した。</p>			
<p>【医学専攻（博士課程）】 医療の高度専門化や多様化、先端科学技術の発展や少子高齢化社会への急速な進行など、医療を取り巻く環境は大きく変化しており、医療現場においては、種々の疾患の新しい診断・治療法の開発・研究成果を再生医療などの高度先進医療に展開できる臨床医や研究医が求められている。また、博士課程を志す学生においては、臨床医学研究への志向が高まっており、医療統計やデータ解析など、臨床医学・基礎医学双方に共通する知識・技能などを求める傾向にある。これら社会・医療現場・学生のニーズを勘案すると、医学系博士課程においては、臨床医学系と基礎医学系が連携し、双方の分野を俯瞰して指導することが重要であると考えられる。このため、既存の2専攻（先進医療科学専攻（臨床医学系）・生体制御学専攻（基礎医学系））を1専攻（医学専攻）に改組した。</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>無し</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>無し</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>無し</p>			
<p>基準1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>【分析項目1-2-1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること</p>	<p>・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式</p>		
<p>【分析項目1-2-2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと</p>	<p>・ 教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1-2-2） 1-2-2 教員の年齢別・性別内訳</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>無し</p>			

② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。				
無し				
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす				
【優れた成果が確認できる取組】				
無し				
【改善を要する事項】				
無し				
基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・ 教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1） 1-3-1 教員組織と教育組織の対応表			
	・ 組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 国立大学法人山梨大学基本規則	第32条、第33条、第41条		
	1-3-1-02 山梨大学学則	第2条		
	1-3-1-03 山梨大学大学院学則	第2条		
	1-3-1-04 山梨大学大学院総合研究部細則	第4条、第9条、第10条		
	1-3-1-05 教員組織と教育組織の対応イメージ			
	・ 責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01 国立大学法人山梨大学基本規則	第13条、第14条、第15条、第17条、第41条、第42条		再掲
	1-3-1-02 山梨大学学則	第2条		再掲
	1-3-1-03 山梨大学大学院学則	第2条		再掲
	1-3-1-04 山梨大学大学院総合研究部細則	第4条		再掲
	1-3-1-06 国立大学法人山梨大学理事細則			
	1-3-1-07 国立大学法人山梨大学副学長規程			
	1-3-1-08 国立大学法人山梨大学学長補佐細則			

	・ 責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-09 役職員等名簿及び運営組織（教育研究評議会）		
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・ 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・ 教授会等の組織構成図、運営規定等		
	1-3-2-01 山梨大学教育学部教授会規程		
	1-3-2-02 山梨大学医学部教授会規程		
	1-3-2-03 山梨大学工学部教授会細則		
	1-3-2-04 山梨大学生命環境学部教授会規程		
	1-3-2-05 山梨大学大学院教育学研究科委員会規程		
	1-3-2-06 山梨大学大学院医工農学総合教育部教授会細則		
	1-3-2-07 山梨大学大学院医工農学総合教育部代議員会要項		
	1-3-2-08 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻委員会規程		
	1-3-2-09 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻委員会規程		
	1-3-2-10 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程工学専攻委員会要項		
	1-3-2-11 山梨大学大学院医工農学総合教育部修士課程生命環境学専攻委員会規程		
	1-3-2-12 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程医学専攻委員会規程		
	1-3-2-13 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻委員会規程		
	1-3-2-14 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程工学専攻委員会要項		
	1-3-2-15 山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻委員会規程		
	1-3-2-16 医工農学総合教育部代議員会への審議事項の付託に関する申し合わせ		
	1-3-2-17 医工農学総合教育部代議員会の審議事項に関する申し合わせ		
	1-3-2-18 山梨大学の教授会構成図		
	1-3-2-19 令和3年度医工農学総合教育部教授会スケジュール		

[分析項目1-3-3] 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・組織構成図、運営規定等		
	1-3-3-01 国立大学法人山梨大学教育研究評議会細則	第8条	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析番号1-3-1] ・医工農学総合教育部教授会・代議員会については、機動的な運営を主眼に審議事項を各専攻委員会へ付託し運営してきた。このような運用に対し、令和2年度の教育の質保証における自己点検・評価において「大学院課程に関する課題を議論する全学的な委員会等を見直すなど、大学院課程の運営についての検討」が課題としてあげられた。これを受け、早急に同教授会・代議員会のあり方を見直し、令和3年度の開催スケジュール（資料番号1-3-2-18）を定めた。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
無し			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 無し			
【改善を要する事項】 無し			

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

: 「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） 2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-01 山梨大学自己点検・評価等規程	第4条、第5条、第6条	
	2-1-1-02 国立大学法人山梨大学大学評価本部細則		
	2-1-1-03 山梨大学教育の内部質保証細則		
	2-1-1-04 山梨大学全学教育内部質保証委員会要項		
	2-1-1-05 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育環境部会要項		
	2-1-1-06 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育内容部会要項		
	2-1-1-07 山梨大学教育の内部質保証の実施体制と規則体系		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） 2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 山梨大学教育の内部質保証細則	第6条、第7条、第8条	再掲
	2-1-1-04 山梨大学全学教育内部質保証委員会要項		再掲
	2-1-1-06 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育内容部会要項		再掲
	2-1-2-01 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育内容部会学士課程小委員会要項		
	2-1-2-02 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育内容部会大学院課程小委員会要項		
	2-1-2-03 教育学部・大学院教育学研究科部局等内部質保証委員会要項		
	2-1-2-04 教育学部学校教育課程教育プログラム内部質保証委員会要項		
	2-1-2-05 大学院教育学研究科教育実践創成専攻教育プログラム内部質保証委員会要項		
	2-1-2-06 特別支援教育特別専攻科教育プログラム内部質保証委員会要項		
	2-1-2-07 医学部部局等内部質保証委員会要項		

2-1-2-08 医学部医学科教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-09 医学部看護学科教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-10 医工農学総合教育部修士課程・博士課程医学系専攻部局等内部質保証委員会要項		
2-1-2-11 修士課程生命医科学専攻教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-12 修士課程看護学専攻教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-13 博士課程医学専攻教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-14 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻教育プログラム内部質保証委員会		
2-1-2-15 工学部・医工農学総合教育部修士課程工学専攻部局等内部質保証委員会要項		
2-1-2-16 工学部機械工学科・修士課程工学専攻機械工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-17 工学部メカトロニクス工学科・修士課程工学専攻メカトロニクス工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-18 工学部電気電子工学科・修士課程工学専攻電気電子工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-19 工学部コンピュータ理工学科・修士課程工学専攻コンピュータ理工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-20 工学部土木環境工学科・修士課程工学専攻土木環境工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-21 工学部応用化学科・修士課程工学専攻応用化学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-22 工学部先端材料理工学科・修士課程工学専攻先端材料理工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-23 修士課程工学専攻流域環境科学特別教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-24 修士課程工学専攻グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-25 医工農学総合教育部博士課程工学専攻部局等内部質保証委員会要項		
2-1-2-26 博士課程工学専攻システム統合工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-27 博士課程工学専攻エネルギー物質科学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-28 博士課程工学専攻環境社会システム学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-29 生命環境学部部局等内部質保証委員会要項		
2-1-2-30 生命環境学部生命工学科教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-31 生命環境学部地域食物科学科教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-32 生命環境学部環境科学科教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-33 生命環境学部地域社会システム学科教育プログラム内部質保証委員会要項		
2-1-2-34 医工農学総合教育部修士課程生命環境学専攻部局等内部質保証委員会要項		
2-1-2-35 修士課程生命環境学専攻バイオサイエンスコース教育プログラム内部質保証委員会要項		

	2-1-2-36 修士課程生命環境学専攻食物・ワイン科学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
	2-1-2-37 修士課程生命環境学専攻地域環境マネジメントコース教育プログラム内部質保証委員会要項		
	2-1-2-38 医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻部局等内部質保証委員会要項		
	2-1-2-39 博士課程統合応用生命科学専攻生命農学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
	2-1-2-40 博士課程統合応用生命科学専攻生命医科学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
	2-1-2-41 博士課程統合応用生命科学専攻生命工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名義で作成されたもの。）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-05 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育環境部会要項		再掲
	2-1-3-01 国立大学法人山梨大学財務マネジメント委員会規程		
	2-1-3-02 国立大学法人山梨大学施設マネジメント委員会規程		
	2-1-1-06 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育内容部会要項		再掲
	2-1-3-03 山梨大学学生委員会規程		
	2-1-3-04 山梨大学進路支援委員会要項		
	2-1-3-05 山梨大学アドミッション委員会要項		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
無し			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・ 内部質保証システムをより有効に機能させるため、全学教育内部質保証委員会のもとに教育内容部会と教育環境部会を置き、両部会の下には目的等に応じて小委員会を設けるなど、適切に体系化した内部質保証の実施体制を全学的に構築している。また、全学と各学部等の関係性や役割を細かく定めるなど基本組織や責任者を明確にしている。これらの体制を全ての関係者に適切に周知し取り組んでいる。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>無し</p>			
<p>基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p>	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-03 山梨大学教育の内部質保証細則</p>	第11条	再掲
	<p>2-2-1-01 山梨大学教育の内部質保証実施手順</p>		
	<p>2-2-1-02 教育の内部質保証（教育環境及び教育内容）の基準について</p>		
<p>[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること</p>	<p>・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）</p>		
	<p>2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-1-1-03 山梨大学教育の内部質保証細則</p>	第11条	再掲
	<p>2-2-1-01 山梨大学教育の内部質保証実施手順</p>	第2-9号、第3-10号	再掲
	<p>2-2-1-02 教育の内部質保証（教育環境及び教育内容）の基準について</p>		再掲
	<p>2-1-2-03 教育学部・大学院教育学研究科部局等内部質保証委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-2-04 教育学部学校教育課程教育プログラム内部質保証委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-2-05 大学院教育学研究科教育実践創成専攻教育プログラム内部質保証委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-2-06 特別支援教育特別専攻科教育プログラム内部質保証委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-2-07 医学部部局等内部質保証委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-2-08 医学部医学科教育プログラム内部質保証委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-2-09 医学部看護学科教育プログラム内部質保証委員会要項</p>		再掲
	<p>2-1-2-10 医工農学総合教育部修士課程・博士課程医学系専攻部局等内部質保証委員会要項</p>		再掲

2-1-2-11 修士課程生命医科学専攻教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-12 修士課程看護学専攻教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-13 博士課程医学専攻教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-14 博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻教育プログラム内部質保証委員会		再掲
2-1-2-15 工学部・医工農学総合教育部修士課程工学専攻部局等内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-16 工学部機械工学科・修士課程工学専攻機械工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-17 工学部メカトロニクス工学科・修士課程工学専攻メカトロニクス工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-18 工学部電気電子工学科・修士課程工学専攻電気電子工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-19 工学部コンピュータ理工学科・修士課程工学専攻コンピュータ理工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-20 工学部土木環境工学科・修士課程工学専攻土木環境工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-21 工学部応用化学科・修士課程工学専攻応用化学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-22 工学部先端材料理工学科・修士課程工学専攻先端材料理工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-23 修士課程工学専攻流域環境科学特別教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-24 修士課程工学専攻グリーンエネルギー変換工学特別教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-25 医工農学総合教育部博士課程工学専攻部局等内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-26 博士課程工学専攻システム統合工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-27 博士課程工学専攻エネルギー物質科学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-28 博士課程工学専攻環境社会システム学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-29 生命環境学部部局等内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-30 生命環境学部生命工学科教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-31 生命環境学部地域食物科学科教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-32 生命環境学部環境科学科教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-33 生命環境学部地域社会システム学科教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-34 医工農学総合教育部修士課程生命環境学専攻部局等内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-35 修士課程生命環境学専攻バイオサイエンスコース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-36 修士課程生命環境学専攻食物・ワイン科学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-37 修士課程生命環境学専攻地域環境マネジメントコース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
2-1-2-38 医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻部局等内部質保証委員会要項		再掲

	2-1-2-39 博士課程統合応用生命科学専攻生命農学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
	2-1-2-40 博士課程統合応用生命科学専攻生命医科学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
	2-1-2-41 博士課程統合応用生命科学専攻生命工学コース教育プログラム内部質保証委員会要項		再掲
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 山梨大学教育の内部質保証細則	第11条	再掲
	2-1-1-05 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育環境部会要項	第2条	再掲
	2-1-1-06 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育内容部会要項	第2条	再掲
	2-2-1-01 山梨大学教育の内部質保証実施手順		再掲
	2-2-1-02 教育の内部質保証（教育環境及び教育内容）の基準について		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-2-4-01 学生や外部のステークホルダーからの意見聴取の実施に関する取り扱い		
	2-2-4-02 令和2年度後期「学生による授業評価アンケート」の実施について		
	2-2-4-03 平成30年度山梨大学学生生活実態調査の実施について		
	2-2-4-04 入学生アンケートの実施について		
	2-2-4-05 卒業（修了）生アンケートの実施について		
	2-2-4-06 山梨大学ステークホルダー・ミーティング要項		

<p>[分析項目2-2-5] 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p>	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 山梨大学自己点検・評価等規程	第8条	再掲
	2-1-1-04 山梨大学全学教育内部質保証委員会要項	第12条	再掲
	2-2-1-01 山梨大学教育の内部質保証実施手順	第3-2号	再掲
<p>[分析項目2-2-6] 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p>	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-04 山梨大学全学教育内部質保証委員会要項	第2条	再掲
	2-1-1-05 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育環境部会要項	第2条	再掲
	2-1-1-06 山梨大学全学教育内部質保証委員会教育内容部会要項	第2条	再掲
	2-2-1-01 山梨大学教育の内部質保証実施手順	第6-1号～第6-6号	再掲
	2-2-1-03 山梨大学教育の内部質保証実施フロー図		再掲
<p>[分析項目2-2-7] 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p>	・明文化された規定類		
	2-2-1-01 山梨大学教育の内部質保証実施手順	第6-4号～第6-6号	再掲
	2-2-1-03 山梨大学教育の内部質保証実施フロー図		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
無し			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・ 詳細な手順書に加え、それを可視化したフローを作成し、関係者に意義（意図）等を十分に理解してもらうよう努めるなど、質保証の重要性に対する認識を高める中で実施している。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>無し</p>			
<p>基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること</p>			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
<p>[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p>	<p>・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1）</p> <p>2-3-1 計画等の進捗状況一覧</p>		
<p>[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・ 該当する報告書等</p> <p>2-3-2-01 国立大学法人山梨大学IR室細則</p> <p>2-3-2-02 山梨大学データ版2020-2021</p> <p>2-3-2-03 ファクトブック 山梨大学HP</p>	<p>https://www.yamanashi.ac.jp/factbook/</p>	
<p>[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p>	<p>・ 該当する報告書等</p> <p>2-3-3-01 授業評価アンケート（授業の振り返りシート）結果（2020年度後期）（非公表）</p> <p>2-3-3-02 平成30年度学生生活実態調査報告書（非公表）</p> <p>2-3-3-03 入学者選抜方法研究報告2019（非公表）</p> <p>2-3-3-04 卒業生アンケート結果（非公表）</p> <p>2-3-3-05 学生と教員の懇談会議事要録（非公表）</p> <p>2-3-3-06 ステークホルダーミーティング議事要録（非公表）</p>		

	<ul style="list-style-type: none"> ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。 		
	2-3-3-07 山梨大学教育改善プロジェクト説明資料		
	2-3-3-08 教育改善プロジェクト（夜間教室開放の試み）		
	2-3-3-09 学生FDサミット（2019春@島根県立大学）発表用ポスター		
	2-3-3-10 教育改善プロジェクト（カリキュラムマップ制作イベント）		
	2-3-3-11 令和2年度第2回全学教育FD研修会「第1回オンライン授業の現状と課題」発表資料		
	2-3-3-12 教育改善プロジェクト（ZOOM接続テスト）		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・該当する第三者による検証等の報告書 		
	2-3-4-01 医学教育分野別評価 評価報告書		
	2-3-4-02 JABEE技術者教育プログラム認定審査結果		
	2-3-4-03 山梨大学大学院教育学研究科教育実践創成専攻認証評価結果		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
[活動取組2-3-A] 大学運営に係る執行部と学域との意見交換会	2-3-A-01 大学運営に係る学域との意見交換会について		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			

【優れた成果が確認できる取組】			
<p>・ [活動取組2-3-A] 執行部や各学域等が抱える喫緊の課題への対応を具現化するとともに、将来構想（第4期中期目標期間を見据えた構想）など重要事項に係る方向性について認識を共有し、以後の展開に役立てることを目的として平成29年度から「大学運営に係る執行部と学域との意見交換会」実施（学長参加）している。同意見交換会において明確となった課題等については、進捗状況の把握や早期の改善を図る（成果を確認する）ため、フォローアップ調査を実施し、継続して対応している。</p> <p>・ 本学の将来構想や方向性等について自主的に議論する「将来構想検討WG（構成員：学長補佐等）」における検討結果などを踏まえ、公立大学法人山梨県立大学、山梨県を含む3者間で連携協力協定を締結（令和元年5月）するとともに「一般社団法人大学アライアンスやまなし」を設立（令和元年12月）し、全国初となる「大学等連携推進法人」の認定（令和3年3月）を受けた。本取組み（国立と公立による連携）に関しては、本学学長が中教審（大学分科会）においてプレゼンを行い、先進的な取組みとして高く評価された。</p> <p>・ 外部有識者等から意見や助言をもとに、教育研究活動等の見直しを継続的に行い、絶えず改善・向上を図ることを目的として、ステークホルダー・ミーティングを定期的に行っている。多様なメンバー（学識経験者、高等学校・地元企業・自治体関係者、講演会関係者、卒業生、在学生等）で構成し、得られた意見等を踏まえ、教育研究活動や内部質保証システムの改善につなげている。</p> <p>・ 大学教育センター教育改善部門において、平成28年度から学生主体の「教育改善プロジェクト」を新たに実施しており、夜間教室開放やコロナ禍でのオンライン授業に対応するためのZOOM接続テストを行うなど、学生目線ならではの教育改善に取り組んでいる。各取組の成果等は、全学FD研修会で発表しているほか、学生FDサミットでの発表やSNSを通じ、学外へも広く発信している。</p>			
【改善を要する事項】			
無し			
基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要なお見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-4-1] 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・ 明文化された規定類		
	2-4-1-01 国立大学法人山梨大学役員会細則	第3条第1項第4号	
	1-3-3-01 国立大学法人山梨大学教育研究評議会細則	第4条第1項第9号	再掲
	2-4-1-02 山梨大学教育研究組織の改編等に関する規程		
	2-4-1-03 教育研究組織の改編等の流れ（フローチャート）		
	・ 新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-04 教育研究評議会議事要録及び関係資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
無し			

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			
【改善を要する事項】			
無し			
基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況（過去5年分）		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 山梨大学教員選考基準（非公表）		
	2-5-1-02 国立大学法人山梨大学教員選考手続に関する規程（非公表）		
	2-5-1-03 教員の昇任人事の取扱いについて（非公表）		
	2-5-1-04 大学院総合研究部教育学域教員の採用・昇任に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-05 教育学域教員の選考に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-06 山梨大学教職大学院専任教員の適格性に関する申合せ（非公表）		
	2-5-1-07 山梨大学大学院総合研究部医学域教授選考実施規程（非公表）		
	2-5-1-08 工学域の教員の人事に関する内規（非公表）		
	2-5-1-09 山梨大学生命環境学域の教員人事に関する規程（非公表）		
	2-5-1-10 山梨大学生命環境学域教員選考基準（非公表）		
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあつては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料			
2-5-1-11 大学院総合研究部会議資料（非公表）			
2-5-1-12 教育研究評議会会議資料（非公表）			

<p>[分析項目 2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p>	<p>・ 教員業績評価の実施状況（別紙様式 2-5-2）</p>		
	<p>2-5-2 教員業績評価の実施状況</p>		
	<p>・ 明文化された規定類</p>		
	<p>2-5-2-01 国立大学法人山梨大学教員評価に関する細則（非公表）</p>		
	<p>・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）</p>		
	<p>2-5-2-02 新たな教員人事評価制度について（非公表）</p>		
	<p>2-5-2-03 実績に基づく評価結果（非公表）</p>		
<p>[分析項目 2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p>	<p>・ 評価結果に基づく取組（別紙様式 2-5-3）</p>		
	<p>2-5-3 評価結果に基づく取組（非公表）</p>		
	<p>・ 反映される規定がある場合は明文化された規定類</p>		
	<p>2-5-2-01 国立大学法人山梨大学教員評価に関する細則（非公表）</p>		再掲
	<p>2-5-3-01 国立大学法人山梨大学教員評価結果の反映に関する要項（非公表）</p>		
	<p>2-5-3-02 勤勉手当の成績率決定について（非公表）</p>		
	<p>2-5-3-03 勤勉手当における外部資金獲得特別評価について（非公表）</p>		
	<p>2-5-3-04 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則（非公表）</p>		
	<p>2-5-3-05 表彰等に基づく昇給（細則第31条第1号）実施要領（非公表）</p>		
	<p>2-5-3-06 山梨大学優秀教育賞規程（非公表）</p>		
	<p>・ 教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）</p>		
	<p>2-5-2-02 新たな教員人事評価制度について（非公表）</p>		再掲
<p>2-5-3-07 山梨大学優秀教育賞（ベスト・ティーチング・アワード）公募要領（非公表）</p>			
<p>2-5-3-08 外部資金獲得評価及び表彰等による昇給について（非公表）</p>			
<p>[分析項目 2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること</p>	<p>・ FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式 2-5-4）</p>		
	<p>2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧</p>		

<p>[分析項目2-5-5] 教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p>	<p>・教育支援者、教育補助者一覧（別紙様式2-5-5）</p>		
	<p>2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧</p>		
	<p>・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-01 国立大学法人山梨大学事務組織細則</p>		
	<p>2-5-5-02 国立大学法人山梨大学事務組織所掌事務要項</p>		
	<p>2-5-5-03 山梨大学附属図書館事務部所掌事務要領</p>		
	<p>2-5-5-04 山梨大学教育学域事務部教育学域支援課における所掌事務内規</p>		
	<p>2-5-5-05 国立大学法人山梨大学医学域事務組織所掌事務内規</p>		
	<p>2-5-5-06 国立大学法人山梨大学工学域事務部工学域支援課所掌事務等内規</p>		
	<p>2-5-5-07 国立大学法人山梨大学生命環境学域事務部生命環境学域支援課所掌事務等内規</p>		
	<p>・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-08 技術職員の配置状況</p>		
	<p>2-5-5-09 図書館職員の配置状況</p>		
	<p>・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やT A等の配置状況、活用状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-5-10 山梨大学ティーチング・アシスタント実施要項</p>		
	<p>2-5-5-11 山梨大学スチューデント・アシスタント実施要項</p>		
	<p>2-5-5-12 語学教育科目におけるスチューデント・アシスタント実施要項</p>		
	<p>2-5-5-13 生命環境学部 スチューデント・アシスタント実施要項</p>		
<p>[分析項目2-5-6] 教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p>	<p>・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）</p>		
	<p>2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p>		
	<p>・T A等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料</p>		
	<p>2-5-6-01 ティーチング・アシスタント制度の実施に関するガイドライン</p>		
	<p>2-5-6-02 スチューデント・アシスタントの心得</p>		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
無し			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>・教員の昇任審査にあたり、平成30年11月に「教員の昇任人事の取扱いについて」を新たに整備するとともに、学長・理事による昇任審査会を設けた。同審査会において、候補者が自己の教育研究業績のプレゼンを行い、その評価結果等を踏まえた審査を行ったうえで公式会議（大学院総合研究部会議）に上程することとしており、選考手続きの適切性、公正性を担保している。</p> <p>・教員評価については、自己評価に基づく“評価者評価”を見直し、評価項目・評価基準（全学共通項目と学域選択項目で構成）を新たに定め、客観的評価の比重を高めるよう改めた。なお、客観性を過度に重視した、点数のみによる機械的評価とならないよう「学域長持ち点制」を導入している。</p>			
【改善を要する事項】			
無し			

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

: 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01_令和2事業年度財務諸表		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-02_令和2事業年度監事監査報告書		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-03_令和2事業年度会計監査報告書(非公表)		
	・予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)がわかる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01 経常損失・特別損失の理由			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
[活動取組3-1-A] 市場調査チームによる適正価格のチェック及び市場調査の実施	3-1-A-01 山梨大学における経費節減に向けた取組		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・ [活動取組3-1-A] 市場調査チームを中心とした取組により、教職員のコスト意識の醸成が図られ、実質的な経費削減も実現できており、大学運営の安定した財政基盤を確保するための一助となっている。			
【改善を要する事項】			
無し			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-1-01 国立大学法人山梨大学基本規則	第19条、第20条、第21条	再掲
	2-4-1-01 国立大学法人山梨大学役員会細則	第2条	再掲
	3-2-1-01 国立大学法人山梨大学経営協議会細則	第2条	
	1-3-3-01 国立大学法人山梨大学教育研究評議会細則	第2条	再掲
	3-2-1-02 運営組織図		
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
・役職者の名簿			
3-2-1-03 役職員等名簿及び運営組織（役員会・経営評議会・教育研究評議会）			
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u>			
[活動取組3-2-A] 「新型コロナウイルス感染症対策本部会議」（令和2年3月）の設置及び活動	3-2-A-01 新型コロナウイルス感染症対策本部会議の設置について		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 ・ [活動取組3-2-A] 新型コロナウイルス感染症対策に係る全学的な対応を協議する組織として、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を設置した。喫緊に対応が必要となる対策の協議を行い、他大学に先駆けて「山梨大学の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」を策定するなど、学長のリーダーシップの下、危機管理を徹底した。例えば、感染が疑われる学生、教職員等に関し、本学医学部附属病院において診察（PCR検査など）を受け入れているほか、いち早くワクチンの職域接種を開始（令和3年6月）するなど、感染防止に全学で取り組んでいる。			
【改善を要する事項】 無し			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-3-1] 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 国立大学法人山梨大学事務組織細則		再掲
	2-5-5-02 国立大学法人山梨大学事務組織所掌事務要項		再掲
	2-5-5-03 山梨大学附属図書館事務部所掌事務要領		再掲
	2-5-5-04 山梨大学教育学域事務部教育学域支援課における所掌事務内規		再掲
	2-5-5-05 国立大学法人山梨大学医学域事務組織所掌事務内規		再掲
	2-5-5-06 国立大学法人山梨大学工学域事務部工学域支援課所掌事務等内規		再掲
	2-5-5-07 国立大学法人山梨大学生命環境学域事務部生命環境学域支援課所掌事務等内規		再掲
	・事務組織の組織図		
3-3-1-01 事務組織図 (R3.4.1)			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
無し			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			
【改善を要する事項】			
無し			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等が適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
無し			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			
【改善を要する事項】			
無し			
基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・監事に関する規定		
	3-5-1-01 国立大学法人山梨大学監事監査細則		
	3-5-1-02 国立大学法人山梨大学監事監査実施基準		
	・監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-03 令和2年度監査計画		
	3-1-1-02_令和2事業年度監事監査報告書		再掲

	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01 令和2年度監査計画概要書（会計監査人）（非公表）		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-1-1-03_令和2事業年度会計監査報告書(非公表)		再掲
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） 3-2-1-02 運営組織図		再掲
	・ 内部監査に関する規定 3-5-3-01 国立大学法人山梨大学内部監査規程		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-02 令和2年度内部監査計画書 3-5-3-03 令和2年度内部監査報告書		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 3-5-4-01 令和2年度四者協議会議事要録（非公表）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。			
無し			

<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・両監事は、教員養成機能の強化対策WGや執行部と各学域幹部との間で毎年実施している「大学運営に係る学域との意見交換会」に毎回出席し、第三者的立場で大所高所から様々な指導・アドバイスを行うなど、大学運営に積極的かつ深く関わっている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>無し</p>			
<p>基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること</p>			
<p>分析項目</p>	<p>分析項目に係る根拠資料・データ欄</p>	<p>備考</p>	<p>再掲</p>
<p>[分析項目3-6-1] 法令等が公表を求める事項を公表していること</p>	<p>・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1）</p>		
	<p>3-6-1 法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>無し</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>無し</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>無し</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>無し</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

: 「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式 認証評価共通基礎データ様式		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2 附属施設等一覧		
	1-3-1-01 国立大学法人山梨大学基本規則		再掲
	4-1-2-01 山梨大学教育学部附属学校規程		
	4-1-2-02 山梨大学医学部附属病院規程		
	4-1-2-03 山梨大学工学部附属ものづくり教育実践センター規程		
	4-1-2-04 山梨大学生命環境学部附属農場規程		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3） 4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
	・ 施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況等が確認できる資料 4-1-3-01 施設の現状と課題2020		
	4-1-3-02 現状と課題H27(2015)抜粋(耐震化)		
	4-1-3-03 インフラ長寿命化計画		
	・ 安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-04 外灯配置図		
	4-1-3-05 国立大学法人山梨大学防犯カメラ設置・運用基準（非公表）		
	4-1-3-06 防犯カメラ配置図（非公表）		
	4-1-3-07 入退管理システム概念図（非公表）		

<p>[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること</p>	<p>・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）</p>		
<p>[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること</p>	<p>・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01 令和2年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）本館 4-1-5-02 令和2年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）分館</p>		
<p>[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること</p>	<p>・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧</p>		
<p>【特記事項】</p>			
<p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p>			
<p>無し</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p>			
<p>[活動取組4-1-A] 基金の創設による大村智記念学術館の建設</p>	<p>4-1-A-01 大村智記念学術館パンフレット</p>		
<p>[活動取組4-1-B] 民間企業資金を活用した教育研究施設の整備</p>	<p>4-1-B-01 教育研究施設平面図 4-1-B-02 施設の外観イメージ図</p>		
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p>			
<p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p>			
<p>・ [活動取組4-1-A] 大村智博士の2015年ノーベル医学・生理学賞の受賞を機に設立した大村智記念基金（寄附金）を創設し、「地（知）の拠点」の責務を担う本学の象徴的な建物として、大村智記念学術館を建設した（平成30年7月竣工）。学生、教職員及び地域住民が様々な用途（講演会、学会、地域イベント、セミナー等）に利用できるホールなどを整備した。</p> <p>・ [活動取組4-1-B] 学生が自習やグループラーニングにおいて活用できるラーニング・コモンズとして、セミナー・シンポジウム・講演会などを行えるプレゼンテーションホールを備えた交流施設の整備を民間企業とのタイアップにより進めている。（令和4年1月末竣工予定）</p>			
<p>【改善を要する事項】</p>			
<p>無し</p>			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-2-1-01 学生相談・支援の充実にに向けた枠組み		
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	4-2-1-02 山梨大学人権侵害防止等に関するガイドライン		
	4-2-1-03 山梨大学人権侵害相談の流れ		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	4-2-1-04 学生生活案内2021		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
	4-2-1-06 生活支援制度の利用実績 (R2)		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-3）		
	4-2-3 留学生への生活支援の内容及び実施体制		

	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料 		
	4-2-3-01 山梨大学国際交流センター・国際部HP		
	4-2-3-02 留学生の手引き		
	4-2-3-03 2020年度前期留学生ガイダンス資料		
	4-2-3-04 国際交流会館アネックス入居案内		
	4-2-3-05 私費外国人留学生奨学金一覧表		
	4-2-3-06 山梨大学周辺map		
	4-2-3-07 山梨大学安否確認システム		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生等に対する生活支援の実施体制及び実施状況（別紙様式4-2-4） 		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5） 		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 		
	4-2-5-01 山梨大学大村智記念基金奨学金内規		
	4-2-5-02 山梨大学大学院学術研究奨励金規程		
	4-2-5-03 山梨大学修学支援事業経済的支援奨学金に関する申合せ		
	4-2-5-04 山梨大学入学料免除等に関する内規		
	4-2-5-05 山梨大学授業料免除等に関する内規		
	4-2-5-06 山梨大学修学支援事業緊急支援奨学金に関する申合せ		
	4-2-5-07 国立大学法人山梨大学教育研究支援基金奨学金事業取扱内規		
	4-2-5-08 山梨大学HP（奨学金）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 		
	4-2-5-09 日本学生支援機構奨学金経済的支援実績		

	<ul style="list-style-type: none"> ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 		
	4-2-5-10 大学独自経済的支援実績		
	<ul style="list-style-type: none"> ・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 		
	4-2-5-11 入学料・授業料免除経済的支援実績		
	<ul style="list-style-type: none"> ・学生寄宿舍を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 		
	4-2-5-12 学生寄宿舍利用状況・料金体系		
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
無し			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
・コロナ禍における学生支援として、本学独自の『緊急支援奨学金』やモバイル通信環境改善のための補助等により経済支援を行ったほか、留学生に対しては学生宿舎の1つを入国後2週間の隔離施設として設け、負担の軽減を図るなど手厚い支援を行っている。			
【改善を要する事項】			
無し			

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

: 「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-1-1] 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-01 学士課程アドミッションポリシー		
	5-1-1-02 大学院課程アドミッションポリシー		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
無し			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			
【改善を要する事項】			
無し			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること				
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲	
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）			
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧			
	・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）			
	5-2-1-01 令和3年度教育学部推薦入試チェック・リスト（非公表）			
	5-2-1-02 令和3年度教育学部一般入試（前期）チェック・リスト（非公表）			
	5-2-1-03 令和3年度工学部機械工学科一般入試選抜方法（非公表）			
	5-2-1-04 令和3年度生命工学科一般入試（後期日程）選抜方法（非公表）			
	5-2-1-05 令和3年度生命工学科総合型選抜II 入試選抜方法（非公表）			
	5-2-1-06 博士課程(工学専攻)選抜方法内規（システム統合工学コース）（非公表）			
	5-2-1-07 博士課程統合応用生命科学専攻生命医科学コース一般選抜選抜方法（非公表）			
	・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料			
	5-2-1-08 山梨大学大学入試本部細則（非公表）			
	5-2-1-09 山梨大学大学入試本部入学試験実施委員会要項（非公表）			
	5-2-1-10 山梨大学大学入試本部入学試験問題作成・採点委員会要項（非公表）			
	5-2-1-11 山梨大学教育学部入試委員会規程（非公表）			
	5-2-1-12 山梨大学医学部入学試験委員会規程（非公表）			
	5-2-1-13 山梨大学工学部入試委員会に関する申合せ（非公表）			
	5-2-1-14 山梨大学生命環境学部入試委員会内規（非公表）			
	5-2-1-15 山梨大学教育学部入学者選抜方法等検討委員会規程（非公表）			
5-2-1-16 山梨大学医学部入学者選抜方法検討委員会規程（非公表）				
5-2-1-17 山梨大学工学部入学者選抜方法等検討委員会に関する申合せ（非公表）				
5-2-1-18 山梨大学生命環境学部入学者選抜方法等検討委員会内規（非公表）				

・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
5-2-1-19 令和3年度入学者選抜要項（非公表）		
5-2-1-20 令和3年度山梨大学個別学力検査等実施要項（非公表）		
5-2-1-21 令和3年度個別学力検査前期日程試験甲府試験場本部付役員用業務マニュアル（非公表）		
5-2-1-22 令和3年度個別学力検査前期日程試験甲府試験場本部付委員用業務マニュアル（非公表）		
5-2-1-23 令和3年度個別学力検査等試験監督マニュアル（教育学部用）（非公表）		
5-2-1-24 令和3年度山梨大学医学部入学試験実施要項（前期日程）（非公表）		
5-2-1-25 令和3年度山梨大学医学部看護学科前期日程入学試験監督要領（非公表）		
5-2-1-26 令和3年度山梨大学個別学力検査等試験監督マニュアル（工学部用）（非公表）		
5-2-1-27 令和3年度山梨大学個別学力検査等試験監督マニュアル（生命環境学部用）（非公表）		
5-2-1-28 令和3年度大学院教育学研究科（教職大学院）入学試験マニュアル（非公表）		
5-2-1-29 令和3年度大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻入学試験実施要項（非公表）		
5-2-1-30 令和3年度大学院医工農学総合教育部修士課程生命医科学専攻入学試験監督者要項（非公表）		
5-2-1-31 令和3年度大学院医工農学総合教育部修士課程看護学専攻入学試験実施要項（非公表）		
5-2-1-32 令和3年度大学院医工農学総合教育部修士課程（工学専攻）前期募集・後期募集入学試験実施細則（非公表）		
5-2-1-33 令和3年度修士課程（前期募集）推薦特別・一般選抜バイオサイエンスコース（非公表）		
5-2-1-34 令和3年度大学院生命環境学専攻食物・ワイン科学コース入学試験（前期募集）（非公表）		
5-2-1-35 令和3年度大学院入試前期進行及び面接委員（非公表）		
5-2-1-36 令和3年度大学院医工農学総合教育部博士課程統合応用生命科学専攻生命医科学コース、博士課程医学専攻入学試験実施要項		
5-2-1-37 令和3年度大学院医工農学総合教育部3年博士課程ヒューマンヘルスケア学専攻入学試験実施要項（非公表）		
5-2-1-38 令和3年度大学院医工農学総合教育部博士課程（工学専攻）入学試験実施細則（非公表）		
5-2-1-39 令和3年度博士課程統合応用生命科学専攻生命農学コース（前期募集）入学者選抜試験実施要領（非公表）		
・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		
5-2-1-40 2020年度以降の入学者選抜の基本方針 公表経緯（非公表）		

<p>【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること</p>	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	5-2-2-01 山梨大学アドミッションセンター細則（非公表）		
	5-2-2-02 山梨大学アドミッションセンター部門要項（非公表）		
	2-1-3-05 山梨大学アドミッション委員会要項		再掲
	5-2-1-15 山梨大学教育学部入学者選抜方法等検討委員会規程（非公表）		再掲
	5-2-1-16 山梨大学医学部入学者選抜方法検討委員会規程（非公表）		再掲
	5-2-1-17 山梨大学工学部入学者選抜方法等検討委員会に関する申合せ（非公表）		再掲
	5-2-1-18 山梨大学生命環境学部入学者選抜方法等検討委員会内規（非公表）		再掲
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等 5-2-2-03 山梨大学教育学部推薦入試（学校推薦型選抜）における募集枠の新設及び見直しについて（非公表）		
<p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> <p>無し</p>			
<p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</p> <p>無し</p>			
<p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。</p> <p>■ 当該基準を満たす</p>			
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・教育学部入学生の受入状況や動向等に関する「教員養成機能の強化対策WG」での検証等を踏まえ、令和3年度の推薦入試（学校推薦型選抜）において、山梨県の小学校教員志望者枠を新設した。また、推薦入試（学校推薦型選抜）では6コース中4コースにおいてコース単位の募集から、各教科単位（系）の募集枠に変更するなど、教員志願者の獲得に向け改善を図っている。</p>			
<p>【改善を要する事項】</p> <p>無し</p>			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること			
分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 認証評価共通基礎データ様式		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
無し			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。			
無し			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			
【改善を要する事項】			
無し			

領域6 基準の判断 総括表

山梨大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	教育学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
02	医学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
03	工学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
04	生命環境学部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
05	教育学研究科（教職大学院の課程）	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
06	医工農学総合教育部	※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）								
07	教育人間科学部（平成28年度募集停止）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	
08	教育学研究科修士課程（令和元年度募集停止）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	
09	医学工学総合教育部（平成28年度学生募集停止）	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし	満たしている	

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	[活動取組6-3-A(01)] 教職履修カルテ		6-3-A-01_(01)教職履修カルテ(様式)		
【優れた成果が確認できる取組】					
・ [活動取組6-3-A(01)] 学生が4年間の教育体系を意識しつつ、計画的な履修や振り返りを行えるようにするため、平成28年度に「やまなし教員等育成指標」及び教育学部のCP、DPに対応した「教職履修カルテ(自己評価シート)」を改訂した。同カルテは電子化されており、教員がリアルタイムで確認することができるため、きめ細やかな指導に役立っている。					

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し			
【優れた成果が確認できる取組】				
無し				

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
	[活動取組6-5-A(01)] 地域学習アシスト	6-5-A-01 (01)地域学習アシスト概要		
	[活動取組6-5-B(01)] 山梨県小学校教員養成特別教育プログラム「徹典館プログラム」	6-5-B-01 (01)徹典館プログラム		
【優れた成果が確認できる取組】				
<p>・ [活動取組6-5-A(01)] 山梨県教育委員会との連携のもと、学校が抱える教育的課題解決に向けて、教育学部教員や学部生・教職大学院生・専攻科生からなるアシストチームが学校と協働して、学習支援を中心に学校をアシストする地域学習（課外学習）事業を実施しており、教育現場で採用時から長期にわたり活躍できるような実践力を養っている。この取組は、令和元年度文部科学省概算要求で予算措置されているほか、令和元年度に係る業務の実績に関する評価においても高い評価を受けている。</p> <p>・ [活動取組6-5-B(01)] 山梨県における教員需要の高まりに応えるとともに、小学校教員としての素養や意欲を持った教員を養成するため、山梨県教育委員会と連携し、山梨県の小学校教員を志望する受験生を対象とした「山梨県の小学校教員志望者推薦入試」を令和3年度入試から実施しており、同入試による入学者に対し、特別教育プログラムを整備し、実施している。</p>				

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し			
【優れた成果が確認できる取組】				
無し				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A(01)] 教員就職率向上プロジェクト・教員養成機能の強化対策WG	6-8-A-01 (01)教員就職率向上プロジェクト・教員養成機能の強化対策WG		
[活動取組6-8-B(01)] 複数免許取得の卒業要件化	6-8-B-01 (01)教員免許状取得枚数(H28~R2年度)		
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>・[活動取組6-8-A(01)] 質の高い教員養成と教員就職率の向上等を目指して、平成29年12月に教育学部内に「教員就職率向上プロジェクト」を、平成30年1月に全学組織(理事・監事が参画)として「教員養成機能の強化対策WG」を立ち上げ、①教職を目指す入学志願者の確保、②入学後の教員志望者のモチベーション維持、③教員採用試験の合格率の向上の3つの観点から検討し、取組を実施している。</p> <p>・[活動取組6-8-B(01)] 幼小連携、小中連携、小学校における教科担任制等の学校教育の課題に応えるため、全ての学生に複数免許の取得(小学校+α)を卒業要件として課しており、学校教育課程の学生定員125名に対し、免許状取得数が、平成28年度387件、平成29年度358件、平成30年度413件、令和元年度376件、令和2年度419件と推移し、免許取得数を平均すると一人あたり3種類以上の免許を取得している。</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					
基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					
基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>・医学科においては、ライフサイエンス特進コースに「リエゾンアカデミー研究医養成プログラム」（平成24年文部科学省「基礎・臨床を両論とした医学教育改革によるグローバルな医師養成－医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成に採択）を設け、1年次から研究意欲の高い学生が積極的な研究活動を行っており、履修学生が第61回日本神経化学会大会若手道場優秀発表賞等を受賞するなど、優れた実績を挙げている。このことは医学教育分野別評価においても高く評価されている。</p>			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>・医学科においては、平成29年度に卒前の診療参加型臨床実習と卒後の初期臨床研修との連携を図るため、附属病院の臨床教育部を改組して学生臨床教育センター（後に臨床実習センターに名称変更）を新たに設置した。また、臨床系講座に附属病院長が委嘱する「教育医長」を置き、臨床教育を強化する体制を整備するとともに、平成30年度には附属病院に診療以外に教育も担当する「臨床助教」を置き、臨床教育に係る人的資源の充実を図った。</p> <p>・看護学科においては、アドミッションセンターと連携して推薦入試合格者に対する入学前教育を実施しており、教科の内容についての学習だけでなく、これからの学習の進め方や大学での生活について指導を行うなど、円滑に大学生生活に溶け込むための大きな支援となっている。</p>			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
<p>・医学科において、医師国家試験の合格率は平成28年度以降、89.2~96.5%と良好で、特に令和2年2月に行われた第114回医師国家試験においては国公立42大学中2位であった。</p> <p>・看護学科において、過去5年間における国家試験合格率は看護師98.4%、保健師92.0%、助産師100%で全国平均(看護師89.7%、保健師88.0%、助産師98.1%)を上回っている。これらは、看護学科の教育内容が高いレベルにあり、厳格な成績評価と修了認定が行われていることを示している。</p>			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	[活動取組6-3-A(03)] 地域産業リーダー養成教育プログラム		6-3-A-01 (03)地域産業リーダー養成教育プログラム (2020)		

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [活動取組6-3-A(03)] 意欲的な学生の学びを引き出すために、希望する学生に対して低学年時から研究室にて活動する「統合能力型技術者養成プロジェクト・マイハウスプラン」(通称「学大将プロジェクト」)を平成21年度から継続して実施しており、第6回サイエンス・インカレ(平成29年3月)において文部科学大臣賞を受賞するなど、優れた実績を上げている。また、課題解決能力を身につけられるように、専門科目として問題解決型学習(PBL)に対応した必修科目を整備している。同プロジェクトの「地域産業リーダー養成教育プログラム」については、従前は1年次から開講していたが、平成28年度からは共通科目のキャリア教育科目等を1, 2年次で修得した上で、3年次から履修するよう見直し、より体系的な教育プログラムに再構築した。
--

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-4-A(03)] 反転授業	6-4-A-01 (03)電子情報通信学会第2回教育優秀賞受賞(大学HP)(2018年)		
[活動取組6-4-B(03)] PBLものづくり実践ゼミ	6-4-B-01 (03)「PBLものづくり実践ゼミ」プロジェクト課題PRポスター		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [活動取組6-4-A(03)] 全学的に学生の主体的な学習を促すため反転授業を積極的に取り入れており、工学部教授の「工学教育における反転授業の先駆的な取り組み」が2018年一般社団法人電子情報通信学会第2回教育優秀賞を受賞するなど学外からの評価も得ている。 ・ [活動取組6-4-B(03)] 初年次ものづくり教育として、「PBLものづくり実践ゼミ」を開講している。実習コースには、山梨県内で継承されてきた伝統工芸(雨畑硯、手彫り印章、西嶋手漉き和紙など)の技を学ぶものや、ガラス細工、電子工作や3Dデザインなど「ものづくり」体験を通して物をつくり出す(創造する)ことの楽しさや難しさを学ぶための充実した教育内容となっている。 			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A(03)] フィロス(共創学習支援室)	6-5-A-01 (03)フィロス年間活動報告(2019年度)		
<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ [活動取組6-5-A(03)] 学生の主体性を育むために、工学部基礎教育センターにおいて「フィロス」(共創学習支援室)と呼ばれる自習場所と自習環境を整え、学生間で互いに学びあう学習環境を提供している。放課後には数学や物理を専門とする教員が個人やグループそれぞれに相応しい方法で学習支援をし、年間利用者延べ4,268人および年間質問者延べ1,361人(いずれも平成28年度から5年間平均)であり、効果を上げている。また、平成29年度からは自主的に来室する他学部の学生も受け入れており、全学的な学習支援を行っている。 			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-6-A(03)] ルーブリックSV評価	6-6-A-01 (03)「ものづくり教育のための教育効果評価法の提言」事業での取り組み(第16回ものづくり・創造性教育に関するシンポジウム)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・ [活動取組6-6-A(03)] エンジニアリング教育の指導効果を高めるために、ルーブリックSV評価を開発し、その結果をレーダーチャートで表示することで、ものづくり能力を可視化する取組を行っている。より学生の意識を高めるよう、自己評価と指導者評価の比較、初回-中間-成果報告会と授業回数を経るごとに評価水準がどのように変化したかを可視化して学生に提示している。			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・ 標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
・ 就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	[活動取組6-3-A(04)] 観光政策科学特別コース		6-3-A-01 (04)「観光政策科学特別コース」について 山梨大学生命環境学部地域社会システム学科HP		

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生命工学科及び地域食物科学科においては、卒業生の就職先に食品系企業が多いことから、食品衛生管理の厳格化が進む昨今の社会情勢に合わせ、食品衛生のスペシャリストの育成を目的にカリキュラムを体系化した。これにより、令和2年度入学生より食品衛生管理者・食品衛生監視員の資格を取得できるようになった。 ・〔活動取組6-3-A(04)〕地域社会システム学科においては、地域の強いニーズに応え、平成28年度に観光政策に携わることができる人材養成のための観光政策科学特別コースを設置し、社会科学や数理統計に関する基礎的なスキルの習得だけでなく、観光政策あるいは観光経営の学習に必要な講義および実習プログラムを実践している。
--

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命環境基礎ゼミ」、「環境科学基礎実験Ⅰ」及び「情報処理及び演習」において、チュードント・アシスタント（SA）を活用することにより、受講学生の能動的学習を推進するとともに、後輩の指導を通じ、SA自らの能力を高めるなど、相互の教育効果を高めている。 ・コロナ禍における授業の実施方法として、学生を複数の少人数グループに分け、修得内容等に応じて遠隔授業と対面授業を組み合わせたハイブリッド授業を実現した。この授業事例は、「大学における新型コロナウイルス感染症対策の好事例」として文部科学省のWebサイトに掲載された。
--

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A(04)] インターンシップ	6-5-A-01 (04)インターンシップ成果発表会優秀賞受賞		

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〔活動取組6-5-A(04)〕社会的・職業的自立に必要な能力を培うため、2～3年次に選択科目としてインターンシップ科目を設定しており、NPO法人日本インターンシップ推進協会（JIPC）主催「インターンシップ成果発表会」において、本学代表として参加した生命環境学部の学生3名（平成28年度、平成29年度、令和元年度各1名）が、優秀賞を受賞した。

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること					
			データ欄	備考	
	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)		6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)		6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
・生命工学科においては、発生工学研究センターを中心に生殖補助医療を行う胚培養士を育成している。令和2年度までに4名の卒業生が胚培養士になっており、不妊治療を行うクリニック等で活躍している。					

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-4-A(05)] 理論と実践の往還	6-4-A-01 (05)理論と実践の往還について		
【優れた成果が確認できる取組】			
・ [活動取組6-4-A(05)] 理論と実践の往還を踏まえ、多くの授業において研究者教員と実務家教員によるチーム・ティーチングによる授業形態をとり、研究者教員の授業科目に関する理論的な内容の解説と実務家教員の具体的な実践事例の提供などを踏まえた議論を行うことにより、理論と実践を深く結びつける授業を行っている。			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A(05)] 地域学習アシスト	6-5-A-01 (01)地域学習アシスト概要		再掲
【優れた成果が確認できる取組】			
・ [活動取組6-5-A(05)] 山梨県教育委員会との連携のもと、学校が抱える教育的課題解決に向けて、教育学部教員や学部生・教職大学院生・専攻科生からなるアシストチームが学校と協働して、学習支援を中心に学校をアシストする地域学習（課外学習）事業を実施しており、教育現場で採用時から長年にわたり活躍できるような実践力を有する教員養成を行っている。この取組は令和元年度文部科学省概算要求事項として予算措置されているほか、令和元年度に係る業務の実績に関する評価においても高い評価を受けている。			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-8-A(05)] 進路状況	6-8-A-01 (05)教職大学院修了生勤務校及び進路等一覧(現職教員院生)(令和3年3月現在)		
【優れた成果が確認できる取組】			
・[活動取組6-8-A(05)]教職大学院の現職教員修了生の進路状況として、平成28年度から令和2年度までの現職教員修了生49名の内、文部科学省に出向した者1名、山梨県庁高校改革特別支援副主幹・指導主事1名、山梨県総合教育センター指導主事2名、主幹教諭1名、学年主任4名、研究主任4名、教務主任1名、教頭職1名など学校等の要職に多数就いており、スクールリーダーの養成が図られている。特に輩出初年度である令和元年度学校マネジメント分野の修了生については2名とも管理職に就いた。			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※教育課程全体について、第三者評価結果の活用あり：国立大学法人評価（大学改革支援・学位授与機構）

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				
【優れた成果が確認できる取組】					
無し					

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること					
【特記事項】					
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。					
	活動取組		根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し				

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・平成28年度の修士課程の改組に伴い、全専攻が共通して履修する大学院共通科目（「科学者倫理」「キャリアマネジメント」「サイエンスコミュニケーション」）を設け、高度専門職業人及び研究者として必要な職業的倫理観や社会人基礎力を身につけさせている。また、博士課程においても平成30年度の改組に伴い、全専攻が共通して履修する大学院共通科目（「科学者倫理学」「医工農総合特論」）を設け、責任ある高度専門職業人ならびに科学者として求められる研究倫理や、医工農の学際的な知識、研究者や高度専門職業人にとって必要な知的財産管理に関する知識を身につけさせている。</p>	
--	--

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・博士課程医学専攻においては、重要なトピックについて、医学専攻の臨床医学系教員及び基礎医学系教員、統合応用生命科学専攻生命医科学コース（3年博士課程）の教員が共同することで基礎から臨床まで一貫して学ぶことのできる高度な教育プログラムを編成したほか、他専攻（工学専攻及び統合応用生命科学専攻）の教員が中心となる科目の「創薬・医療技術開発学特論」を配置している。さらには、臨床系を中心に、専門性の高い科目を多数配置することで、各学生の目指す進路に応じた科目選択を可能としている。また、医療データを扱う臨床医学のみならず基礎医学においても、公的データベースを用いて仮説を検証しつつ研究を推進できる人材を育成するため、「医療データ解析・臨床疫学特論Ⅰ・Ⅱ」を必修とするなど、基礎研究医を目指す学生にも柔軟に対応できるようにしている。</p>	
--	--

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること

【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
[活動取組6-5-A(06)] 大学院特別教育プログラム	6-5-A-01 (06)大学院特別教育プログラム プログラムオフィサー総括 (R1)		

<p>【優れた成果が確認できる取組】</p> <p>・[活動取組6-5-A(06)] 発牛工学技術開発・実践、流域科学、先端脳科学及び協応行動科学の4つの特別教育プログラムを開設して融合研究に基づく特色ある大学院教育を展開している。平成30年度及び令和2年度の間中期外部評価において「当初の目標に沿う多大な成果が得られている」との評価を得たほか、令和元年度にプログラムオフィサーによる総括を実施するなど、学内外の評価により事業の実施状況を検証している。また、令和元年度からは、特徴的な大学院教育を紹介する研究教育セミナーの開催、大学院FD・ブレFDとしてのシンポジウムの開催など、学内展開のための取組を加速させた。</p>	
---	--

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し			
【優れた成果が確認できる取組】				
無し				

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること				
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し			
【優れた成果が確認できる取組】				
無し				

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること				
		データ欄	備考	
	・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
	・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2) 主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】				
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u>				
	活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
	無し			
【優れた成果が確認できる取組】				
・国産ワインの品質の向上、地域ブランド化、さらにはグローバルスタンダード化を中核となり推進できる研究者・技術者を養成するとともに、意欲ある学生の能力を更に伸ばすため、修士課程生命環境学専攻食物・ワイン科学コースにおいて、所定の科目を受講した後、所定の試験(筆記及び実技)に合格した学生に対し「山梨大学準ワイン科学士」の称号を授与している。平成28年度は6名、平成29年度は4名、平成30年度は4名、令和元年度は6名、令和2年度は8名に授与した。				

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

□ : 「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)			
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

：「該当なし」

基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
【優れた成果が確認できる取組】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
	データ欄	備考	
・標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1) ・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)(別紙様式6-8-1)	6-8-1 (01-09)標準修業年限内の卒業(修了)率(過去5年分)・「標準修業年限×1.5」年内卒業(修了)率(過去5年分)		再掲
・就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)(別紙様式6-8-2)主な進学/就職先(起業者も含む)	6-8-2 (01-09)就職率(就職希望者に対する就職者の割合)及び進学率の状況(過去5年分)		再掲
【特記事項】			
② この基準の内容に関して、個性や特色等があれば、根拠資料とともに簡条書きで記述すること。			
活動取組	根拠資料・データ欄	備考	再掲
無し			
【優れた成果が確認できる取組】			
無し			